六　補正予算債償還費	［略］
［1　略］	［略］
2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成三十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)～(18)　略］ (19)　平成三十年度補正予算債 ア　熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度市町村八十・〇％分」という。） (ｱ)　平成三十年度市場公募都市に係るもの (ｲ)　平成三十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度市町村六十・〇％分」という。） (ｱ)　平成三十年度市場公募都市に係るもの (ｲ)　平成三十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度市町村五十・〇％分」という。） (ｱ)　平成三十年度市場公募都市に係るもの (ｲ)　平成三十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
七　地方税減収補填債償還費	［削る］
地方税の減収補填のため平成十一年	［(1)～(17)　略］ (18)　平成三十年度減収補填債

六　補正予算債償還費	［同上］
［1　同上］	［(1)～(18)　同上］ ［新設］
2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)　平成九年度減収補填債 (2)～(18)　［同上］
七　地方税減収補填債償還費	［新設］
地方税の減収補填のため平成九年	